

「島根県障がい(児)者施設・事業所の基準を定める条例」について
平成25年2月
障がい福祉課

1 趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号及び平成23年法律第105号）」が施行され、これまで障害者自立支援法及び児童福祉法に基づき、厚生労働省令（以下、「省令」という。）で定められていた障害者支援施設、障害児入所施設、障害福祉サービス事業所などの指定や運営に関する基準を条例において定めることとされたことに伴い、新たに条例を制定した。

2 条例の概要

(1) 省令により示された基準

県が、条例で基準を定めるにあたっては、下表の区分に応じ、厚生労働省令で定める基準に「従い」、「標準」とし、あるいは「参酌」して定めることとされている。

基準の種類	内容	条例で定める基準 (主なもの)
従うべき基準	必ず適合しなければならない基準。 当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定めることは許されるが、異なる内容を定めることは認められない	職員配置、居室等面積、人権に直結する運営基準等
標準	通常よるべき基準。合理的な範囲内で、地域の実情に応じた異なる内容を定めることが認められる	利用定員
参酌すべき基準	十分参照しなければならない基準。十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが認められる	構造設備、非常災害対策、運営規程、衛生管理、緊急時の対応、苦情解決等上記以外の事項

(2) 条例制定の対象となる基準

国の基準(省令)	基準の種類	法律
指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準	指定基準	児童福祉法
指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準	指定基準	
指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	指定基準	障害者自立支援法
指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準	指定基準	
障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準	最低基準	
障害者支援施設の設備及び運営に関する基準	最低基準	
地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準	最低基準	
福祉ホームの設備及び運営に関する基準	最低基準	

最低基準： サービス提供に当たって、「施設」を必要とする事業の適正な運営を担保するための基準

指定基準： 指定を受け事業を行うに当たって必要な人員・設備・運営に関する基準

障害児入所施設	障害児に対して入所支援を行う施設	法定給付
障害児通所支援	障害児に対して児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援を行う	法定給付

障害福祉サービス	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、共同生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助	法定給付
障害者支援施設	施設入所支援と他の障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）とを併せて行う施設	法定給付
地域活動支援センター	通所する障害者に対し創作的活動又は生産活動の機会の提供を行う	市町村事業
福祉ホーム	障害者に対し低額な料金で居室、日常生活に必要な便宜の提供を行う	市町村事業

(3) 県条例で定めるに当たっての考え方

以下の理由により、現行省令で定める基準を条例上の基準とした。

- ①「従うべき基準」については、基準の性格上、国の基準どおりとする。
- ②「標準」について、利用定員は、既に離島等の特例もあり、地域の実情に応じた設定が可能になっていること、さらに、報酬上の裏付けのないまま利用定員のみを引き下げた場合には、事業者の安定的な運営に支障が生じるおそれがあり、国の基準どおりとする。
- ③「参酌すべき基準」について、適正な事業運営の確保と利用者の権利保護の観点から考えると、国の基準は必要にして十分なものと考えられる。

(4) 施行日

公布日(平成24年12月21日)から施行した。

(5) その他

平成25年4月1日から、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（いわゆる「総合支援法」）が一部施行されるが、これに伴い、本条例の一部改正が必要となる。これについては、2月議会において、あらためて提案することとしている。